

系統アクセスに関する手続き等の流れ

本資料は、発電設備を当社系統に連系する場合の手続きを示しており、他社系統に連系する場合については、当該系統を管轄する一般電気事業者の手続きによるものといたします。

1 事前相談

- ・ 当社系統への連系を希望される場合、接続検討の申込みに先立ち、事前相談の申込みを行うことができます。事前相談では、連系制限の有無、連系制限がある場合には連系可能な最大電力等を回答させていただきます。
- ・ 事前相談は、当社系統への連系を希望される場合は、当社託送サービスセンターで受付するほか、特定発電設備(発電設備等の出力の合計値が1万 kW 以上)の場合は、電力広域的運営推進機関に申込みすることも可能です。
- ・ 当社系統情報については、当社ホームページの下記アドレスに掲載しております。
<http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/tender/index.html>
- ・ 事前相談申込書は、当社ホームページの下記アドレスに掲載しております。
<http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/flow/index.html>

<留意点>

事前相談は、原則として事前相談の申込みから1ヶ月以内に検討結果を回答いたします。

2 接続検討の申込み

- ・ 発電設備等を新設し当社系統へ連系を希望される場合、接続供給申込み(入札時暫定)に先立ち、接続検討の申込みが必要となります。
- ・ 接続検討は、当社系統への連系を希望される場合は、当社託送サービスセンターで受付するほか、特定発電設備(発電設備等の出力の合計値が1万 kW 以上)の場合は、電力広域的運営推進機関に申込みすることも可能です。
- ・ 接続検討申込書は、当社ホームページの下記アドレスに掲載しております。
<http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/flow/index.html>

<留意点>

接続検討は、原則として接続検討の申込みから3ヶ月以内に検討結果を回答いたします。

3 検討料

- ・ 接続検討の申込みがあった場合、1発電場所(受電地点)1検討につき20万円に消費税等相当額を加算した金額を検討料として、接続検討の申込み時に申し受けます。ただし、検討料を不要とする場合はこの限りではありません。

<留意点>

同一発電場所において、容量別に複数の接続検討を行う場合は、それぞれを1検討として検討料を申し受けます。

4 接続検討

- ・ 接続検討では、応札者の設置する発電設備を当社の特別高圧・高圧電線路に系統連系するに

- あたり、他の事業者や当社電力系統に影響がないか、技術的な検討等を行います。
- ・ その際、接続検討に必要なデータを提出していただく必要があります。

5 接続検討の回答

- ・ 接続検討の回答として、希望した最大受電電力に対する連系可否、連系工事の概要、概算工事費(工事費負担金概算額)、所要工期等を回答させていただきます。
- ・ 接続検討の回答については、系統連系を保証するものではありません。
- ・ なお、接続検討結果の回答の日から、接続供給契約申込書(入札時暫定)の提出までの間に、同一系統に他事業者が連系する等、接続検討の結果が変更となる可能性がある場合には、その旨を当社託送サービスセンターから連絡いたします。この場合で、当該応札者が希望される場合は、再度検討料20万円に消費税等相当額を加算した金額を申し受けたのち、あらためて接続検討を行います。

6 接続供給申込み(入札時暫定)

- ・ 応札に先立ち、接続供給契約申込書(入札時暫定)に必要な事項をご記入のうえ、当社託送サービスセンターに申し込んでください。
- ・ 接続供給契約申込書(入札時暫定)の様式は、当社託送サービスセンターにてお渡しいたしますので、お問い合わせください。
- ・ 当社託送サービスセンターは接続供給契約申込書(入札時暫定)の受付時に、入札書の添付書類として必要となる「接続供給契約申込(入札時暫定)受領書」を発行いたします。なお、応札者が落札できなかった場合等は、本接続供給申込み(入札時暫定)は無効となります。また、「接続供給契約申込(入札時暫定)受領書」を発行後、募集期間の締切までに前提とした系統の条件に変更が生じた場合等には、当社託送サービスセンターよりご連絡させていただきます。

<留意点>

- ・ 接続検討では、当該応札者が単独で特別高圧・高圧電線路に接続する場合の概算工事費および工事費負担金概算額を回答いたします。
- ・ 当社は、落札候補者の選定にあたり、接続検討時からの状況変化を当社託送サービスセンターまたは発電設備が連系する一般電気事業者を確認し、同一系統に複数の応札者が同時に接続する場合等、状況変化に伴う再算定が必要となった場合、概算工事費および工事費負担金概算額の再算定を行います。
また、あわせて応札者に対し再算定の理由および影響を説明いたします。

(再算定が必要となる事例)

- ・ 同一系統に複数の事業者が応札する場合
 - ・ 同一系統に入札電源以外の契約申込みがあった場合
- ・ 電源線等工事費(特定負担分)の再算定を行った場合は、再算定後の金額で入札価格を調整いたします。
 - ・ 電源線等以外工事費(一般負担分)の再算定を行った場合は、再算定後の金額で評価価格を算定いたします。

応 札